

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市教育委員会教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会規則第10号

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る文書及び法制に関すること。
- (2) 幼稚園への入退園事務に関すること。
- (3) 幼稚園に係る財産の維持保全に関すること。
- (4) 幼稚園の施設及び設備の維持保全に関すること。
- (5) 幼稚園の運営に係る支援及び教育上の指導助言に関すること。
- (6) 幼稚園の職員の研修の実施に関すること。
- (7) 前5号に定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関すること。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が市長と協議して定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。